

統計委員会基本計画部会第3ワーキンググループ会合（第3回）議事概要

1 日 時 平成24年7月25日（水）15：00～17：17

2 場 所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第2特別会議室

3 出 席 者

【委 員】

廣松委員（座長）、縣委員、安部委員、北村委員、竹原委員、椿委員、樋口委員

【学識経験者】

菊地進 立教大学経済学部教授

【府省・地方公共団体等】

内閣府大臣官房、総務省政策統括官室、総務省統計局、財務省大臣官房、文部科学省生涯学習政策局、厚生労働省大臣官房統計情報部、農林水産省大臣官房統計部、経済産業省大臣官房調査統計グループ、国土交通省総合政策局、日本銀行調査統計局、東京都総務局統計部、神奈川県統計センター、独立行政法人統計センター

【事務局】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、若林内閣府大臣官房統計委員会担当室参考官、千野総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官

4 議事次第

（1）重点的な審議課題等のヒアリング等

- ① その他の共通・基盤的事項（統計職員等の人材の育成・確保等）
- ② 統計データの有効活用の推進
- ③ その他の共通・基盤的事項（統計基準の設定等）

（2）その他

5 議事概要

（1）重点的な審議課題等のヒアリング等

- ① その他の共通・基盤的事項（統計職員等の人材の育成・確保等）
 - 事務局から、前回会合の概要の説明が行われた後、審議が行われた。主な意見及び各府省からの回答は次のとおり。
 - ・ 統計職員等の人材の育成・確保に関する各府省の対応状況については、飛躍的に向上しているとはいえない状況にあるが、今後どのような取組が必要かについて、何か検討しているのか。
 - 現行の基本計画における各種の取組を多面的、継続的に進めていくことが必要であると考える。
 - ・ 人材の育成・確保等を強く進めていくためには、何らかの方向性や目標を設定した方がよいのではないか。
 - ・ 現行の基本計画策定時には具体的な数値目標は掲げていないが、次期基本計画策定時には数値目標の可否も含めた検討を行うことも必要ではないか。
 - ・ 農林水産省の統計関係の職員数が平成24年度に大幅に減少しているのは、どの

ように理解すればよいのか。統計の業務が減少しているのか。

- 平成23年9月に地方組織の再編があり、統計・情報センターを廃止し、地域センターの下で一括して各種の業務を行うこととなった。このため、統計専任というのではなく、センター長が業務の状況をみて、戸別所得補償等の他の業務にも充てることなどができるようになった。統計業務が減少したわけではなく、今までと同様の業務をより効率的にできるようになっている。
- ・ 総務省統計研修所の通信研修の受講実績と地方研修の内容について説明いただきたい。
- 通信研修の受講実績がかなり伸びており、平成21年度は163名、平成22年度は164名、平成23年度は210名の参加があった。地方別統計セミナーについては、地方ブロック別に1日かけて、基本的な研修を行うものである。講師は統計研修所が派遣している。
- ・ 新たな統計の作成、統計調査の実施等に際し、その計画策定等を支援する専門家集団の編成の可否の検討について、既存の体制で対応できるとの結論を出されてされているが、その経緯と、結論が出たにもかかわらず自己評価が「継続実施」となっている理由について伺いたい。
- 多数の職員を要する府省から、経験年数が長く知見のある者を集めて、各府省の支援を行うことの可否の検討が、この事項の趣旨であった。しかし、各府省の職員数が減少する中で、専門家集団に割くことのできる人員がいない状況にある。また、各府省のニーズについても、他府省の知見までは必要ないのことから、必要性が乏しいと判断した。一方で、総務省における統計調査の承認審査手続のスキームを活用していくことは引き続き必要であるため、「継続実施」としている。
- ・ 専門家集団の編成については、各府省の要員が減少する中で、逆に重要なポイントである可能性もありうことから、次期の基本計画の検討の際に議論していただきたい。
- ・ 日本の行政官については、統計だけを専門とする者はそれほどいないと思う。そのような中で、専門家集団の編成は難しいのではないか。
- 基本計画の策定時に中核的職員の育成が検討されたが、現在の公務員は、専門家というよりもジェネラリストを育成する方向にあり、各府省でも中核的な職員の育成は難しいというのが現状である。専門家集団の編成については、基本計画策定時も賛否があったが、最終的には盛り込まれ、検討することになった。
- ・ 公務員についてジェネラルな能力を育成する方向で動いている中で、専門家集団の編成については実現性が難しく、行うとしてもかなり長期的に考えなければならないのではないか。
- ・ 専門家集団の編成について、今回の結論は、基本計画に書かれたものと逆になっている。これは大きな転換であり、次期の計画策定の際の基本スタンスに影響するため、しっかりと議論した方がよい。
- ・ 統計調査員の情報を地方公共団体にも提供する仕組みについては、農林水産省のみが「実施済」となっているが、これは農林水産省だけが対象となるのか。
- 調査員を直接確保し、育成しているのは農林水産省のみである。必要に応じて地方公共団体に情報を提供して活用を図る仕組みを講じており、実績も報告され

ているので、「実施済」としている。

【廣松座長によるとりまとめ】

- 専門性の高い人材の育成に向けて、①統計研修所等の研修内容の継続的な充実とこれら研修機関の活用、②大学等との人事交流、③外部有識者との共同研究などの取組を、これからも多面的かつ積極的に進めることが有効ではないか。
- さらに、国際的な対応力の強化という観点からは、関係府省は、関係の国際機関等による専門家会合等に、国際的対応力のある人材を積極的かつ継続的に参加させていただくようにお願いしたい。
- 統計調査員の情報を地方公共団体にも提供する仕組みの構築については、特段の問題も認められないため、「実施済」との自己評価に関しては妥当としたい。
- 本日いただいた意見の中で、人材育成に関する数値目標、専門家集団の育成に関しては、中長期的な意味で、次期基本計画の中で検討していく課題としたい。

② 統計データの有効活用の推進

総務省政策統括官室から、二次的利用の取組状況等の全般について説明が行われた後、統計センター及び菊地立教大学教授から、教育用擬似ミクロデータの作成等、二次的利用の促進の取組についての紹介が行われた。

その後、二次的利用関係の審議が行われ、今回審議できなかったe-Statの活用や国民の理解の促進等に関する事項については、次回以降に審議することとなった。主な意見及び各府省等からの回答は次のとおり。

- 諸外国ではパブリックユースファイルがインターネットから自由に入手できるような状況において、若手研究者が日本のデータを利用しなくなることを懸念している。オーダーメード集計及び匿名データの提供に係る期間は1か月程度とのことだが、統計法第33条第2号による調査票情報の利用がその程度の期間で可能かは疑問であり、統計法第33条第2号による調査票情報の利用手続の簡素化を検討していただきたい。
 - 日本はパブリックユースファイルの提供に関しては遅れているものの、諸外国には調査票情報を使用させないところもある。調査票情報、匿名データ、パブリックユースファイルの3つに分けた議論が、今後必要になるとを考えている。
- 世界中いつでも使えるようなパブリックユースファイルを目指すのか、匿名データで提供する情報の拡大を目指すのかなど、やり方はいろいろあるが、情報を利用したい人が利用できる環境を今よりも整えていただきたいということが要望である。
- 立教大学の取組について、セキュリティ上はどのように対応しているのか。
- 教育用の擬似的なデータであるので、集計結果は政府の調査の結果と異なることに注意して利用させており、学生に対して使用後のデータの回収などは行っていない。
- 擬似ミクロデータの活用により育成されるプロフェッショナルな人材を必要とするような社会にしていく必要がある。擬似ミクロデータの取組については、匿

名データを使用する上での制約等が背景にあると思うが、匿名データが誰でも利用できるようになれば、擬似ミクロデータは無駄になるため、二次的利用をどう進めていくのかが、次期の基本計画を考える上で重要となる。

- ・ 現在は、統計法第33条第2号による調査票情報の利用とオンラインサイト利用の条件が同じで、オンラインサイト利用のインセンティブではなく、オンラインサイト施設があまり利用されない状況にあり、工夫が必要である。擬似ミクロデータは、学部生の利用には重要であるが、やはり本物のデータとは異なるので、学部生、院生、研究者の使い分けが必要である。
- ・ 専門家の育成の問題と二次的利用の在り方については、人材育成ということにつながっている。行政部門の側から、次期の基本計画において実現可能な方針を積極的に示していただきたい。二次的利用については、高度な研究者の育成というだけではなく、産業界でも行政機関でもそれなりの専門家が求められていると思うので、そのような専門家の育成への貢献ということも含めて、今後検討してほしい。
- ・ e-Statのアクセス数が、昨年度と比較して2,000万件以上減少しているが、どの部分へのアクセスがどのような理由で減少しているのか。
→ 手元に資料がないため、次回に回答する。
- ・ 統計法第33条第2号による調査票情報の利用については、旧法でも目的外利用として認めてきた経緯があり、オンラインサイト利用とのバランスをどう考えるかについては、中長期的に重要な問題であると考える。
- ・ オンラインサイト利用については、現状ではセキュリティ等に関してはどのような要件を課しているのか。
→ 現行のガイドラインでは、オンラインサイト利用について明確な要件はない。「統計データの二次的利用促進に関する研究会」からは、オンラインサイト利用に係る施設の要件、オンラインサイト利用の手続き等を明らかにして、まずは環境整備を図ることが重要であるとの提言をいただいている。
- ・ 統計法第33条第2号による調査票情報の利用では、あらかじめ集計様式等を提示するなど手続きが煩雑であるが、オンラインサイト利用になるのであれば、そのような要件は外されて事務量も減ることも考えられるので、それがインセンティブになると思う。オンラインサイト利用の促進は大事であるが、地方の利用者にも相応の配慮をしていただきたい。
- ・ 統計法第33条第2号による調査票情報の利用とオンラインサイト利用との区別が必要である。オンラインサイト利用では、探索的な分析や試行ができるようにして、研究目的の公益性などで縛りをかけるということが考えられる。また、オンラインサイト利用施設については、本来、各地域に整備することが望ましい。
- ・ オンラインサイト利用のガイドラインについては、今後しっかりとものを整備してほしい。また、オンラインサイト利用のコストをどこが負担するのかを考えていく必要があり、この点を含めて今後検討いただきたい。
- ・ 統計ニーズに係るアンケートでは、総務省、厚生労働省、文部科学省について、匿名データの提供に関するニーズが高いにもかかわらず提供されていないものがある。これについての取組をどう考えるのか、また匿名化の技術上の問題点等は

あるのか。

- 国勢調査の匿名データについては、作成を検討中であり、今後、統計委員会に諮問する予定である。家計調査の匿名データについては、個人の匿名性の確保について検討する事項が多く、簡単ではないが、引き続き検討する。
- 全数調査についての匿名化の手法が確立されていないことなどから、引き続き検討したい。
 - ・ 匿名データについては、地域等を限定すると特定できてしまう性質のものもあるので、かなり慎重に検討していただきたい。
 - ・ 各府省では、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」に基づき所要の対応を行っているという理解で良いのか。また、ガイドラインは必要に応じて見直しを行っていくのか。
- 本ガイドラインは各府省が一体的に取り組むために作成したものであり、各府省はこれに従って対応を進めていると考えている。また、ガイドラインについては、所要の見直しを行うことを前提にしている。
 - ・ 統計センターにおける調査票情報等の管理については、どの程度の受託実績があるのか。また、「実施済」との自己評価であるが、本事項については、今後とも、引き続き取り組むことが必要ではないか。
- 受託実績については持ち合わせていないため、次回に回答する。

【廣松座長によるとりまとめ】

- ・ オーダーメード集計、匿名データについては、実践的な活用例をホームページ、学会等で周知するなどして、引き続きその利用促進を図ることが必要と考える。
- ・ 特に、アンケート等でニーズがあり、技術的にも可能な統計調査については、オーダーメード化、匿名データ化を優先的に検討していただきたい。
- ・ 匿名データについては、教育用擬似ミクロデータの作成等の取組により、利用が促進されることを期待している。また、このような擬似的なミクロデータやオンラインサイト利用、データ・アーカイブなどに関する問題については、引き続き総務省の研究会で検討を進めていただきたい。
- ・ なお、担当府省が「実施済」と自己評価している2つの事項のうち、統計センターによる二次的利用の受け皿となる体制整備については、二次的利用を促進する基盤でもあり、今後とも継続的な取組を進めていただきたいと考えているが、受託実績については次回報告をいただきたい。残りの事項については、問題は認められない。
- ・ 本日の議論では、オンラインサイト利用と統計法第33条第2号による調査票情報の利用との関係を今後どのように整理していくのかという意見と、統計法第33条第2号による調査票情報の利用手続の簡素化についての要望があった。この点は、一方で国民の理解や研究者に対する世間の信頼感とも密接に関係することもあり、統計委員会として今後どう考えていくのかも重要である。
- ・ 人材育成についての意見もあったが、それは次期基本計画、あるいは、さらに中長期的な問題かもしれないが、議論があったということは残しておきたい。

③ その他の共通・基盤的事項（統計基準の設定等）

次回以降に審議することとなった。

（2）その他

- ・8月23日（木）に第5回会合を開催し、審議結果の取りまとめを行うこととなった。
- ・次回の会合は8月8日（水）15時から開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>